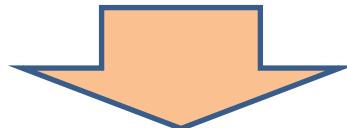


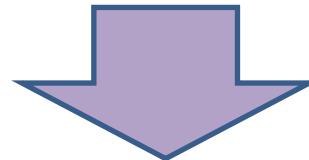
# 東日本大震災に伴う保険料率の特例的取扱いについて

平成26年度における都道府県単位保険料率を凍結するにあたって、準備金充当前の保険料率を計算する際に特例的措置を用いることとする。政府との法令面等の調整は実施済み。

- ※ 窓口負担の減免は、未曾有の大震災に伴うものであり、特例的なものである。
- ※ 減免措置は国あるいは協会全体で決定したことであり、その波及増の影響については広く全支部で負担することが適切。
- ※ 当該被災支部の加入者であっても減免措置が講じられない加入者も多く、そういう加入者に負担を求めるのは不適当。



東日本大震災に伴う波及増分を  
全支部で負担することとする。



大臣告示の改正